

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年1月23日

佐賀地方法務局 登記官 大 中 直 子

記

| 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|----------------|-------------------|
| 3000-2025-0058 | 佐賀市高木瀬東三丁目528番3   |